

2025年12月2日以降 保険証の利用ができません

以下3点いずれかをお持ちください

- 資格確認書
 - マイナンバーカード
 - マイナンバーカード+資格情報のお知らせ
- ※資格情報のお知らせのみは利用できません

<ご注意ください>

- 国民健康保険の方
当院のシステムにより受給資格の確認が取れる場合は、保険診療が可能です（2026年3月31日までの暫定対応です。4月1日以降は上記3点のいずれかが必要です）。ただし、次回来院時には必ず上記3点のいずれかをご提示ください。
- 社会保険の方
健康保険証をご持参の場合は保険適用外となり、いったん全額自費でのお支払いとなります。後日、領収書と保険資格を確認できるものをご提示いただければ、差額返金が可能です。



医療法人社団
翔和仁誠会